

各都道府県教職員バドミントン連盟 事務局 担当者殿

日本教職員バドミントン連盟
事務局

部活動指導員・教育委員会職員の参加資格の委細について

日頃より本連盟の活動にご協力いただきありがとうございます。

全日本教職員バドミントン選手権大会に関して、これまでさまざまなご意見を頂戴し、幅広い年代の種目の設定や、より公正な大会運営に関して検討を重ねてまいりました。すでに3月に今年度の大会要項等の通知をしましたが、その中で、参加者資格に関しては、いわゆる外部コーチと称されてきた部活動の指導者や、教育委員会職員に関しての疑問・質問がありましたので、次のように参加者資格の委細を明示し、対応についての回答とさせていただきます。

なお、今年度より、大会プログラムに氏名にあわせて勤務先を掲載しますので、予めご了承ください。

今年度の参加者を募集するに際し、本連盟の会員資格、すなわち教職員大会の参加資格を有する者であるかを判断する上で、厳格に適用していただくことをお願い申し上げます。

1 部活動指導者(いわゆる外部コーチ)について

- ①中学、高校、高専等の学校長、または教育委員会からの委嘱を受け、文部科学省が設けている「部活動指導員」(インストラクター等都道府県ごとに呼称が異なる場合も可)としての職に任じられ、公立の場合は各都道府県または市町村から、私学の場合は学校から、有償で勤務している者は参加資格を有する。この場合、大会参加申込時から大会期間終了時までの期間が委嘱期間に含まれているものに限る。
- ②大学の部活動の指導者については、学長からの委嘱を受けている者に限る。ただし、その際の委嘱者は、バドミントン部等の学生の活動を管理する大学の学生支援センター、総務部、人事管理部等の部課長からの委嘱でもよい。委嘱期間は、①と同様の期間が含まれているものに限る。
- ③小、中学校を中心とする部活動の地域移行にともない、外部のスポーツ団体が児童生徒を指導する場合があるが、この団体の指導者本人は、学校または教育委員会等より個別に委嘱させていないため参加資格を有しない。

2 教育委員会職員について

- ①文部科学省の定める教育委員会の組織は、教育長を長とする事務局職員で構成されるため、事務局職員ならびに学校の職員は参加資格を有する。教育委員会の傘下にあるこれらを除いた図書館や公民館、スポーツ協会(団体)などの社会教育施設に勤務する者は、参加資格を有しない。
- ②ただし、教員免許を有し、教育委員会に勤務していた者が、出向としてそれら外部の施設組織に勤務している場合は、参加資格を有する。この場合は、資格を有しない者と区別するため、出向の辞令書の写しを各都道府県連盟事務局に提出(紙またはpdfファイル)し、各連盟はその写しをpdfファイルで本連盟事務局に提出するものとする。

3 「部活動指導員・教育委員会職員在職証明書」の各都道府県連盟事務局の対応について

- ①参加資格を有する部活動指導員および教育委員会職員の方は、本連盟のホームページより、「部活動指導員・教育委員会職員在職証明書」をダウンロードし、本人が勤務先より発行してもらうよう依頼する。
- ②やむを得ず発行できない場合は、次の項目が表記されている委嘱状または辞令書の写し(いずれも紙またはpdfファイル)を提出するよう伝達する。

- | | | |
|----------|----------------------------------|---------------|
| 1. 本人氏名 | 2. 部活動名(バドミントン部)※ | 3. 月額謝礼(手当)額※ |
| 4. 委嘱期間※ | 5. 学校名(または教育委員会名)と学校長(または所属長)の公印 | |

※辞令書の場合は、上記2、3の項目が省略されていても可、4は発行日で代替とする。

なお、長年学校での教育活動に従事され、定年退職等で現在は勤務していない方は、本連盟規約の「第4章会員 第5条(資格)1-(2)」を適用していただき、各都道府県連盟で参加の可否を判断する。